

第十回 国会 農 林 委 員 会 議 録 第 三 十 号

昭和二十六年三月二十八日(水曜日)

午後二時二十八分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
理事 野原 正勝君 理事 松浦 東介君
宇野 秀次郎君 遠藤 三郎君
小笠原 八十美君 小淵 光平君
川西 清君 河野 謙三君
中馬 辰猪君 原田 雪松君
八木 一郎君 大森 玉木君
横田 基太郎君

出席政府委員

農林事務官 山根 東明君
(畜産局長)

委員外の出席者

農林技官(畜産局衛生課長) 齋藤 弘義君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

三月二十八日

委員川端佳夫君及び八百板正君辭任につき、その補欠として越智茂君及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十七名提出、衆法第三三二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十七名提出、衆法第三三二号)

笠原八十美君外十七名提出、衆法第三三二号) 家畜伝染病予防法案起草の件

○野原委員長代理 これより農林委員会を開きます。

委員長がまだ見えませんので、私がその職務を代行いたします。

この際法案の付託についてお知らせいたします。本日小笠原八十美君外十七名提出、競馬法の一部を改正する法律案が本委員会に付託になりましたので、御承知をお願いします。

これより競馬法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めたいと思

いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長代理 御異議なしと認めます。それではこれより本案の趣旨について提案者の説明を求めます。小笠原八十美君。

競馬法の一部を改正する法律案 競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外十七名提出、衆法第三三二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。 政府、都道府県又は左の各号に掲げる市町村(以下指定市町村という)は、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村で 地方財政委員会が指定するもの

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村で地方財政委員会が指定するもの 第二十二條第二項中「第一條第一項の下に「第一号」を加え、「同項」を「同号」に改める。

附 則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の競馬法第一條第一項の規定による指定を受けた市町村は、この法律施行の日において、改正後の同法第一條第一項第一号の規定による指定を受けたものとみなす。

○小笠原委員 ただいま提案となりました競馬法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

現在競馬を開催することができずのは、政府、都道府県及び指定市町村のみでありまして、地方競馬場所在市町村でも、地方財政委員会の指定がありません。競馬を開催することができないのであります。しかるに競馬場所在市町村は、競馬開催の度に競馬場及び道路の破損等に多額の支出をいたしまして、市町村財政に大きな負担となつておるのであります。また指定市町村につきましても、横浜、名古屋、大阪、神戸の四市は、当該市の存在する府県の区域内の競馬場ごとに、その他のものでもその区域内に地方競馬場の存在しているものは、年四回開催できることになつておるのであります。

従いまして指定市町村でない地方競馬場所在市町村につきましても、地方財政委員会が適当であると認めますものは、一般指定市町村同様年二回以内開催できるようにいたしまして、地方公共団体の財源強化に資するようにしたいと思つております。なお、地方財政委員会が指定を行う場合には、当該公共団体の財政状況及び地方競馬開催状況等を十分勘案いたしまして、いやくも新たに指定を受けた市町村が、競馬の開催によつて財政上の均衡を失したり、または競走馬に支障を来すことのないようにしまして、地方公共団体の財政改善と、健全な発展に貢献せしめたいと思つております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

○野原委員長代理 これより本案に関する質疑に入りたいと思つております。宇野君。

○宇野委員 本法律案はきわめて簡単な内容のものでありまして、このことには共産黨においても異議がないというのを聞いておるのであります。また内容についての審議にあたりまして、格別の質疑も要しない問題だと思つておりました。この際質疑を打ち切られんことを動議として提出いたす次第であります。

○大森委員 ちよつと提案者にお尋ねをいたしたいのでありますが、一般指定市町村同様年二回以内ということに

なつておりますが、二回以内というのは、これより多くすることができないのでありますかどうか。四回以内くらいにならないのでありますか。

○小笠原委員 お答えいたしますが、やはり近隣の市町村に特定に指定するのでありますから、開催を多くしても、なか／＼容易でありますので、二回くらいが適当であらうと認めまして、二回以内としたのであります。

○野原委員長代理 それでは先ほど宇野君から質疑を省略せよということでありましたが、その動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長代理 御異議がないようでありますから、これにて質疑を打ち切ることいたします。

それでは本案に対しては別に討論の通告もございませんから省略して、ただちに採決したいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長代理 御異議がないようでありますから、採決いたします。競馬法の一部を改正する法律案に賛成の方の御起立を願います。

〔議員起立〕

○野原委員長代理 起立総員、よつて本案は可決と決定いたしました。

なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思つておりますが、御異議ありませんか。

第一類第九号 農林委員会議録第三十号 昭和二十六年三月二十八日

第一類第九号 農林委員会議録第三十号 昭和二十六年三月二十八日

第一類第九号 農林委員会議録第三十号 昭和二十六年三月二十八日

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長代理 御異議なしと認め、さようにとりはからいます。

○野原委員長代理 次にか畜伝染病予防法案起草に関する件について議事を進めます。去る二月二十日の本委員会におきまして、家畜伝染病予防法案起草小委員会を設けまして、現行の家畜伝染病予防法に全面的な再検討を加え、新たに現状に適合するような法律案を起草せしめることとしたのであります。去る三月二十四日小委員会におきまして一応の草案を得た旨報告書の提出がありました。この際小委員会の成案について小委員長報告を求めます。原田委員。

○原田委員 家畜伝染病予防法案の起草小委員長といたしまして御報告申し上げます。

農林委員会の議決に基づきまして、昭和二十六年二月二十日家畜伝染病予防法案の起草のための小委員会が設置せられ、各派より委員の選任をみましたので、爾来約一ヶ月にわたり六回の会議を開催いたしまして、熱心に法律案の起草並びに法律の施行に伴う予算の増額に関する折衝を行つて参つたのであります。その間農林省畜産局の協力を得まして、このたびようやく成案を得、予算についても一応の見通しがつきましたので、ここにこの旨を委員長並びに委員各位に報告し、会期切迫の折柄ではございますが、本案を委員会の成案とせられんことをお願いする次第であります。

なお、この際、小委員会を代表しまして、法律案の内容並びに本法の施行に要する経費の折衝の結果に關しまして、その大要を御報告申し上げることといたします。

現行の家畜伝染病予防法は今日まで数々の改正を経ているのであります。が、特に終戦後におきます社会経済情勢の急激かつ根本的な変化によりまして、現行法に対する網羅的な一部改正をもつてしましては、もはや眼前の事態を完全に律することを得ない事態と相なりまして、この際これを全部改正いたそうとするものであります。

すなわち第一に、新憲法に即応して国民の権利義務関係を明確にする必要のありますこと。第二に、シャープ勅告以来、国と地方との行政事務を再配分する要の生じたこと。第三に、国際関係の復活に伴い牛疫、牛肺疫、口蹄疫等の悪疫侵入のおそれが増大しつゝありますこと。第四に、畜産振興を積極的に推進いたすために、家畜防疫上、法律の規制を要する事項が増加したこと、たとえば馬の伝染性貧血が蔓延し、馬産に重大脅威を與えております畜生虫の被害も多く、また牛の流行性感冒が過去二年流行して農家に大損害を與えており、また牛結核も依然として酪農の発達に障害をなしている等の状況にあり、これらに対して思い切つた対策を講ずる必要があるのであります。第五に、関連諸法令の制定または改正に伴い、これらとの調整を行う必要が生じたこと。第六に、最近における獣医技術の顯著な普及発達にふさわしい態勢をとる要がありますこと。以上が、家畜伝染病予防法を全面的に改正しなければならぬ理由であります。

これら理由に基づきまして、家畜伝染病予防法案を立案することとなつたのであります。以下この法案の構成並びに主要点について御説明いたします。まずその構成は、第一章総則、第二章家畜の伝染性疾患の発生予防、第三章家畜伝染病のまん延防止、第四章輸出入動物検査、第五章罰則、第六章罰則、以上の六章を六十六條にわかれ、家畜防疫の方策の明確と法文の理解に資しているものであります。以下、その主要点を御説明申し上げます。

一、家畜防疫を積極化するために、対象家畜と流感、出血性敗血症、ニユーカッスル等の疫病を追加し、また発生予防防疫を強化したこと。
二、国内における家畜の衛生秩序を保持するために、平時都道府県を越えて移動する家畜に付いての健康証明書の添付制度を合理化し、また蔓延防止措置として国が直接、家畜等の移動の制限を行うこととしたこと。

三、家畜防疫官及び家畜防疫員を置き、所要の指示と処置を行わしめるようにしたこと。
四、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽、羊痘など恐ろしい疫病については絶対撲滅主義をとつたこと。

五、牛結核馬の伝染については一定期間の牛馬について定期検診を行うこととし、また殺処分手当金も特別の考慮を払い、評価額の五分の四に引上げたこと。
六、殺処分をいたしました場合の手当金の最高交付額を結核、伝染について、牛馬の時価を勘案し、牛は十萬四千円、馬は六萬四千円とし、屍体の利用価値のある場合は、それ、

三万円、二千九百円を差引き、牛七萬四千円、馬六千一百円とし、大幅に引上げたこと。
その他法案の随所に重要改正を行つたのであります。が、時間の関係上法律案についてごらんを願ふことにいたします。

最後に、本案の施行に要する経費であります。が、現行法の規定に基く所要経費として昭和二十六年度予算案に二億一千六百萬円の計上を見ているのであります。が、新法の制定に伴いまして、約一億六千萬円程度の追加を必要といたします。この点大蔵省と折衝いたしました結果、最も近い機会において別に追加計上することにつきまして、大体の了解を得た次第であります。

なお、この所要経費につきまして、馬の伝染等の悪性慢性伝染病を、わが国から駆逐するために必要な殺処分手当金の交付率の引上げによるものが大部分であります。従いまして、これら疫病の防疫が成功のあかつきには、再びこの率の引下げを行うことも可能でありますので、これが所要経費も一時的なものと御了解願ひたいと存じます。

以上をもつて御報告を終わります。
○野原委員長代理 ただいまの小委員会の成案につきまして、何か御意見があれば発言を許します。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長代理 御異議ないようであります。

それではお諮りいたします。ただいま小委員長報告がありました小委員会の成案を本委員会の一応の成案といたしまして、なお所要の手続をとりま

した後におきましては、これを委員会の提出案といたすことにいたしたいと思ひます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長代理 御異議なしと認めます。さように決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十三分散会

〔参照〕
競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外十七名提出）に関する報告書
家畜伝染病予防法案小委員会成案（都合により別冊附録に掲載）